

中小企業魅力発信支援補助金を募集します！

主催	加古川市 産業経済部 産業振興課
日時	－
場所	－
内容	販路開拓や新規市場の開拓を目的とした、製品や技術を紹介する展示会や見本市へ出展する際の費用を一部補助します。 【補助内容】 補助率 2 分の 1 補助上限額 15 万円 【対象となる展示会・見本市】 出展小間数が 100 小間以上の規模で、即売を目的としないもの 
対象（参加者）	建設業または製造業、情報サービス業を営む中小企業、地場産業を営む団体
定員	予算の範囲内で先着順
参加費	－
申込先・方法	産業振興課まで持参または郵送
目的・背景 その他	販路開拓や新規市場開拓を目指す市内事業者が出展する展示会などの費用を一部補助することで、市内の産業振興を図る。
市ホームページ	掲載済み
広報かこがわ	8月号に掲載

問合せ先

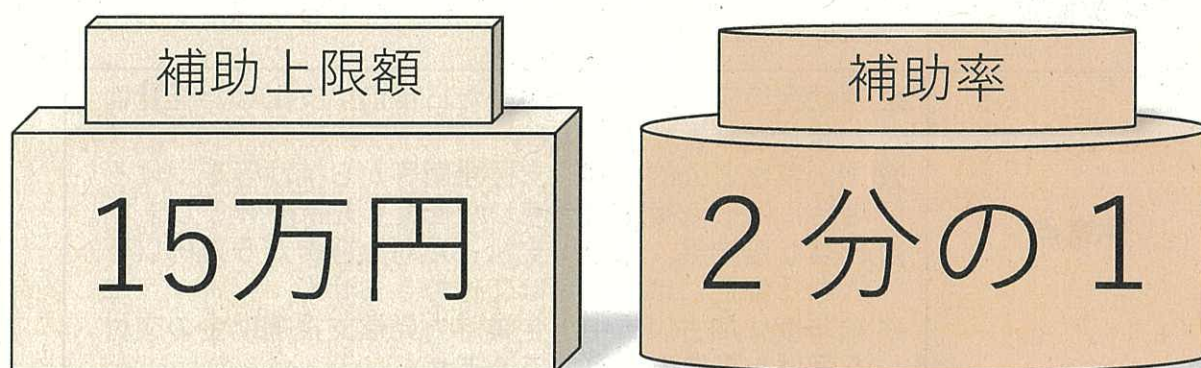
加古川市 産業振興課 労政・工業振興係（担当：根本）
☎ 079-427-9235（内線 3158）



加古川市中小企業魅力発信支援補助金

見本市、展示会への出展費用を補助します

加古川市では、市内中小企業の皆様が、製品や技術を紹介する見本市、展示会などに出展した場合、その費用の一部を補助します。販路拡大や新規市場の開拓にご活用ください！



対象者	・市内中小企業で以下の業種を主たる業種として営むもの 【製造業】 【建設業】 【情報サービス業】 ・地場産業を営む以下の団体 【兵庫県靴下工業組合】 【国包建具保存会】	
対象事業	展示会の要件 ・国内で開催される全国規模のもの ・出展小間数が100小間以上の規模であること ・物産展等の即売を目的とするものではないこと ・会期が当該年度末日までに終了するもの 出展の要件 ・自ら主体となって出展するもの ・自社製品、サービス等を出展するもの ・対象経費の合計が5万円以上であること	
申請時期	・随時募集（申し込みは、当該年度の予算上限に達し次第終了させていただきます）	

詳細・申請方法は裏面へ



対象経費	以下に掲げる経費で、当該年度中に支払いがあるもの（消費税は除く） ・ 出展小間料 ・ 小間装飾費（オプションレンタル） ・ 小間工事費 ・ パンフレット類の印刷費（申請する出展事業のために新たに作成するもの） ・ 出展物の運搬費
対象とならない経費	・ 振込手数料、代引手数料 ・ パンフレット類の印刷を自社で行った場合の紙、インク代等の諸経費 ・ 人件費、旅費
補助金額	対象経費の 1／2（上限額 15 万円） （1,000円未満は切捨て）
注意点	※ 補助金の交付の決定があった日以前に支出した経費は対象となりません ※ 国・県など公的機関、支援機関等から補助等を受ける場合にはその補助額を減じた経費を対象経費とします ※ 出展した結果、実際に支払った対象経費が5万円以下となる場合には補助金は交付できません ※ 前年度に加古川市中小企業魅力発信支援補助金の交付を受けた事業者は申請できません

